

共同親権導入の方向

離婚後養育 制度設計を議論へ

法制審部会

法相の諮問機関である法制審議会は18日に開いた部会で、離婚後に父母双方に親権を認める「共同親権」の導入に向け議論を始めると合意した。2022年11月に決めた中間試案は片方だけが親権を持つ現行の「単独親権」を維持する案も併記した。検討の幅を絞り制

部会是非公開で開催した。関係者によると、会合では離婚時に父母双方が親権を持つことに同意した場合の対応を話し合った。複数の委員から導入に慎重な意見が出たものの、共同親権の採用を前提として今後の会合を開くことで折り合っ

た。現行民法は婚姻中であれば父母がともに親権を持つ「共同親権」で、離婚した場合どちらか一方のみが親権を持つ「単独親権」となると規定する。22年11月の中間試案は

共同親権を採り入れる場合の制度として①原則は共同親権で一定の要件を満たせば例外として単独親権も認める②原則は単独親権で一定の要件を満たせば例外として共同親権も認める③具体的な要件を定めず個別ケースごとに単独か共同かを選択可能にする――の3案を記した。父母で離婚時に共同親権で一致できなかった際の取り扱いなどが議論の焦点になる。

離婚後の共同親権を巡っては父母同士の関係が残り虐待やドメスティックバイオレンス(DV)が続くとの指摘がある。

部会ではこうした懸念に配慮しつつ、いついつの場合に共同親権を認めるかを具体的に検討する段階に移る。